

運管試 貨物編 行者験

問題と解説

令和7年8月
CBT試験
受験版

第1章



貨物自動車運送事業法

1. 法律の目的と定義	12	12. 適正な取引の確保	75
2. 運送事業の許可	16	13. 運転者等台帳	77
3. 事業計画	18	14. 特別な指導 [1]	79
4. 運送約款・掲示・安全管理規程 ..	22	15. 特別な指導 [2]	81
5. 輸送の安全	28	16. 異常気象時等における措置 ..	93
6. 一般貨物自動車運送事業者等による 輸送の安全にかかわる情報の公表 ..	30	17. 乗務員・運転者	93
7. 過労運転等の防止	33	18. 事故の報告 [1] (定義・報告書) ..	99
8. 貨物の積載と車庫の位置	44	19. 事故の報告 [2] (速報) ..	106
9. 点 呼	46	20. 運行管理者の選任	113
10. 業務の記録・運行記録計・ 事故の記録	63	21. 運行管理者の業務	116
11. 運行指示書	70	22. 運行管理者資格者証	127
		23. 運送事業者による運行管理 ..	128

9

点呼

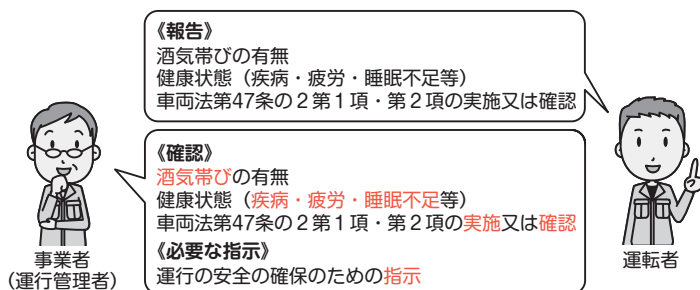
1 法令の要点と○×式過去出題例

■ 点呼等〔安全規則第7条〕

《業務前の点呼》

1. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」※という。）に対して**対面**により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について**報告**を求め、及び**確認**を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために**必要な指示**を与えなければならない。

- | |
|--|
| ①運転者に対しては、 酒気帯び の有無 |
| ②運転者に対しては、 疾病、疲労、睡眠不足 その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無 |
| ③車両法第47条の2（ 日常点検整備 ）第1項及び第2項（⇒162P）の規定による 点検 の実施又はその確認 |



【業務前点呼（運転者の場合）】

- | |
|--|
| ④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認 |
|--|

※以下、本書において「運転者又は特定自動運行保安員」は「運転者等」と表記します。

〔貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（通達）〕

第7条 点呼等

2. 第4項関係

- (3)「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所若しくは営業所の車庫に設置され、営業所に備え置き（**携帯型アルコール検知器等**）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。
- (4)「常時有効に保持」とは、正常に作動し、**故障がない状態で保持**しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次のとおり、**定期的に**故障の有無を**確認**し、故障がないものを使用しなければならない。
- ①**毎日**（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前。②において同じ。）確認すべき事項
- ア アルコール検知器の電源が確実に入ること。
- イ アルコール検知器に損傷がないこと。
- ②毎日確認することが望ましく、少なくとも**1週間に1回以上**確認すべき事項
- ア 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
- イ 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。
- (5)「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。なお、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者の応答の声の調子等電話等を受けた運行管理者等が確認できる方法で行うものとする。

過去出題例〔点呼〕

- ☐1. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。〔R4_CBT改〕
- (1) 運転者に対しては、酒気帯びの有無
- (2) 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- (3) 道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認

- ☑16. 運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも2分の1以上でなければならない。[R5_CBT]
- ☑17. 業務前の点呼においては、営業所に備えるアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認できる場合であっても、運転者の状態を目視等で確認しなければならない。
[R5_CBT]
- ☑18. 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条（点呼等）第4項に規定する「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所又は営業所の車庫に設置されているアルコール検知器をいい、携帯型アルコール検知器は、これにあたらぬ。[R2_CBT]
- ☑19. 運転者等が所属する営業所において、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により、運転者に対して業務前の点呼を行う場合は、法令の規定により酒気帯びの有無について、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等を目視等により確認するほか、当該営業所に備えられたアルコール検知器を用いて確認を行わなければならない。[R3.3改]
- ☑20. 貨物自動車運送事業者は、点呼に用いるアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。このため、確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと及び洗口液等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること等により、定期的に故障の有無を確認しなければならない。[R5_CBT]
- ☑21. 運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに法令に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。[R5_CBT]

【解答】

1…○：2…○：3…○：4…×（車庫と営業所が離れている場合は「運行上やむを得ない場合」には含まれない）：5…×（②過去1年間点呼の違反に係る行政処分⇒②過去3年間点呼の違反に係る行政処分）：6…○：7…×（点呼簿に記録する内容は、双方の営業所で記録し、保存する）：8…○：9…×（営業所と当該営業所の車庫間でIT点呼を実施する場合は、16時間以内という規定は適用されない）：10…×（20時間以内⇒16時間以内）：11…○：12…×（業務終了後の点呼では日常点検の報告・確認は必要ない）：13…○：14…○：15…×（2日目に対面で業務後の点呼を行うため、中間点呼は必要ない）：16…×（2分1以上⇒3分の1以上）：17…○：18…×（携帯型アルコール検知器も含まれる）：19…○：20…○：21…○



覚えておこう 一貨物自動車運送事業法編一

貨物自動車運送事業の種類

一般貨物自動車運送事業	他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）を使用して貨物を運送する事業で、 特定貨物自動車運送事業以外 のもの
貨物軽自動車運送事業	他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る）を使用して貨物を運送する事業
特定貨物自動車運送事業	特定の者 の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）を使用して貨物を運送する事業

許可・認可・届け出・届出書の提出

許可	一般貨物自動車運送事業の経営
認可	運送約款の制定又は変更、事業計画の変更※
届け出	安全管理規程の制定又は変更
	事業用自動車に関する変更（種別毎の数等）は あらかじめ 届け出る
	軽微な事業計画の変更（主たる事務所の名称・位置等）は 遅滞なく 届ける

※従業員の休憩等のための施設の位置及び収容能力、自動車庫の位置及び収容能力など。

過労運転の防止

運転者の選任	運転者等を 常時選任 しておく。ただし、日々雇い入れられる者、期間内（ 2ヵ月以内 ）の者、試用期間（ 14日以内 ）の者は選任できない。
休憩等の施設	休憩・睡眠施設（寝具等必要な設備が整えられている施設）を 整備 し、適切に 管理 、 保守 する。
勤務時間及び乗務時間	勤務時間 及び 乗務時間 を定める。
運行業務の禁止	酒気帯び状態の者 を運行の業務に従事させない。 乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足等により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることが できないおそれがある者 を運行の業務に従事させない。
交替運転者の配置	長距離又は夜間の運転に際し、疲労により安全な運行を継続できないおそれがあるときは、あらかじめ、交替運転者を 配置する 。
業務基準の設定	起点から終点までの距離が 100km を超えるものごとに運行の業務に関する基準を定める。（特別積み合わせ運送）

第2章



道路運送車両法

1. 法律の目的と定義	144
2. 登録制度	145
3. 自動車の検査	152

4. 点検整備	162
5. 保安基準	172

1

法律の目的と定義

1 法令の要点

■ この法律の目的〔車両法第1条〕

1. この法律は、道路運送車両に関し、**所有権**についての公証等を行い、並びに**安全性の確保**及び**公害の防止**その他の環境保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の**整備事業**の健全な発達に資することにより、**公共の福祉を増進**することを目的とする。

■ 自動車の種別〔車両法第3条〕

1. この法律に規定する**普通自動車**、**小型自動車**、**軽自動車**、**大型特殊自動車**及び**小型特殊自動車**の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として、別表第1（省略）に定める。

2 演習問題

問1 道路運送車両法の目的についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

この法律は、道路運送車両に関し、(A) についての公証等を行い、並びに (B) 及び (C) その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(D) ことを目的とする。

- | | | |
|---------------------------------------|--------------|--------------|
| ☒ A | ① 所有権 | ② 取得 |
| B | ① 運行の安全性の確保 | ② 安全性の確保 |
| C | ① 騒音の防止 | ② 公害の防止 |
| D | ① 道路交通の発達を図る | ② 公共の福祉を増進する |

◆ 解答&解説

問1 【解答 A-①, B-②, C-②, D-②】

車両法第1条（この法律の目的）第1項。

覚えておこう 一道路運送車両法・保安基準編一

◆車両法の目的（キーワード）

所有権・安全性の確保・公害の防止・公共の福祉を増進

◆自動車の種別（車両法の規定による自動車の種別）

①普通自動車	②小型自動車	③軽自動車
④大型特殊自動車	⑤小型特殊自動車	

◆各種登録

登録の種類	行うべきとき	申請者
変更登録	型式、車台番号、所有者の氏名、使用の本拠の位置などを変更したとき	所有者
移転登録	所有者を変更したとき	新所有者
永久抹消登録	自動車が滅失、解体、又は用途を廃止したとき	所有者
一時抹消登録	自動車が滅失、解体、又は用途を廃止したとき 自動車の車体が新規登録の際存したものでなくなったとき	所有者

◆自動車登録番号標

封印	何人も封印を取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要な場合は、この限りではない。
表示	自動車登録番号標は、これに記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないように、自動車の前面及び後面の告示で定める位置に取り付ける。

◆自動車検査証・検査標章

自動車検査証は 当該自動車に備え付けておかなければならない。
有効な保安基準適合標章を自動車に表示している場合は、 自動車検査証の交付、備え付け及び検査標章の表示の規定は適用されない。
検査標章には、自動車検査証の 有効期間の満了する時期 が表示されている。
検査標章は、自動車検査証が効力を失ったとき、検査証の返付を受けることができなかったときは表示してはならない。
検査証又は検査標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった場合は、 再交付 を受けることができる。

第3章



道路交通法

1. 定 義	190	10. 灯火及び合図	232
2. 自動車の種類と運転免許 ..	193	11. 積載の制限と過積載車両 の取扱い ..	238
3. 信号機の意味	200	12. 酒気帯び運転の禁止	243
4. 最高速度	202	13. 過労運転の禁止	245
5. 徐行及び一時停止	208	14. 運転者の遵守事項	247
6. 車両の交通方法	213	15. 交通事故の場合の措置	255
7. 追越し等	217	16. 使用者に対する通知	257
8. 交差点	223	17. 道路標識	258
9. 停車及び駐車禁止場所 ..	226		

4

最高速度

1 法令の要点

■ 最高速度〔道交法第22条〕

1. 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

■ 一般道路の最高速度〔道交法施行令第11条・第27条の2〕

1. 自動車が高速自動車国道の本線車道（往復の方向にする通行が行われている本線車道で、本線車線が道路の構造上往復の方向別に分離されていないものを除く。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、**60キロメートル毎時**とする。また、原動機付自転車にあっては30キロメートル毎時とする。

■ 最高速度の特例〔道交法施行令第12条〕

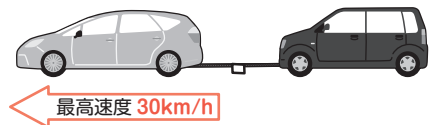
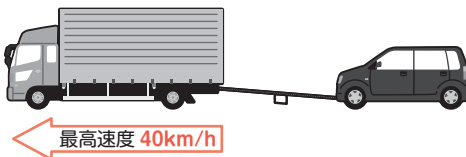
1. 自動車が他の車両を牽引して道路を通行する場合（牽引するための構造及び装置を有する自動車によって牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除く。）の最高速度は、次に定めるとおりとする。

- | |
|--|
| ①車両総重量が2,000キログラム以下の車両をその車両の車両総重量の3倍以上の車両総重量の自動車で牽引する場合… 40キロメートル毎時 |
| ②前号に掲げる場合以外… 30キロメートル毎時 |

※牽引するための構造及び装置を有する自動車によって牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合が除かれるため、ロープによる牽引などが対象となる。

車両総重量が2,000kg以下の車両をその車両の車両総重量の3倍以上の車両総重量の自動車で牽引する場合

左の場合以外



【最高速度の特例】

2 演習問題

問1 道路交通法に定める自動車の法定速度に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。[R3. 3改]

1. 自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない片側一車線の一般道路においては、(A) である。
2. 自動車の最低速度は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない区間の高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、(B) である。
3. 貸切バス（乗車定員47名）の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）又はこれに接する加速車線若しくは減速車線においては、(C) である。
4. トラック（車両総重量12,000キログラム、最大積載量8,000キログラムであって乗車定員3名）の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）又はこれに接する加速車線若しくは減速車線においては、(D) である。

- ☒ A ① 時速40キロメートル ② 時速60キロメートル
B ① 時速50キロメートル ② 時速80キロメートル
C ① 時速80キロメートル ② 時速100キロメートル
D ① 時速80キロメートル ② 時速90キロメートル

◆解答&解説

問1【解答 A-②, B-①, C-②, D-②】

1. 道交法施行令第11条（一般道路の最高速度）第1項。
2. 道交法第75条の4（高速道路の最低速度）第1項・道交法施行令第27条の2（高速道路の最低速度）第1項・道交法施行令第27条の3（高速道路の最低速度）第1項。
3. 設問の車両は、乗車定員30名以上の大型バスであるため、高速道路での最高速度は時速100キロメートルとなる。道交法施行令第27条（高速道路の最高速度）第1項①・道交法第3条（自動車の種類）第1項・道交法施行規則第2条（自動車の種類）。⇒193P
4. 設問の車両は、大型トラック（車両総重量11,000kg以上、最大積載量6,500kg以上）であるため、高速道路での最高速度は時速90キロメートルとなる。道交法施行令第27条（高速道路の最高速度）第1項②・道交法第3条（自動車の種類）第1項・道交法施行規則第2条（自動車の種類）⇒193P

問2【解答 2】

1. 正：道交法第22条（最高速度）第1項・道交法施行令第11条（一般道路の最高速度）第1項。
2. 誤：設問の車両は、大型トラック（車両総重量11,000kg以上、最大積載量6,500kg以上）であるため、高速道路での最高速度は、90キロメートル毎時となる。道交法施行令第27条（高速道路の最高速度）第1項②・道交法第3条（自動車の種類）第1項・道交法施行規則第2条（自動車の種類）⇒193P
3. 正：車両総重量2,000kg以下の車両をその3倍以上の車両総重量の車両によってけん引する場合、40キロメートル毎時が最高速度となる。設問は、けん引される自動車の車両総重量が1,500kg、けん引する自動車の車両総重量は4,995kgで、3倍以上（ $4,995\text{kg} \div 1,500\text{kg} = 3.33$ ）となるため、正しい。道交法施行令第12条（最高速度の特例）第1項①。
4. 正：道交法第75条の4（高速道路の最低速度）第1項・道交法施行令第27条の2（高速道路の最低速度）第1項・道交法施行令第27条の3（高速道路の最低速度）第1項。

第4章



労働基準法

1. 労働契約	270
2. 労働時間・休日	278
3. 就業規則	285

4. 健康診断	289
5. 労働時間等の改善基準	294

2

労働時間・休日

1 法令の要点

■ 労働時間〔労基法第32条〕

1. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について**40時間を超えて**、労働させてはならない。
2. 使用者は、1週間の各日については、労働者に、**休憩時間を除き**1日について**8時間を超えて**、労働させてはならない。

■ 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等〔労基法第33条〕

1. 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

■ 休 憩〔労基法第34条〕

1. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、**8時間を超える場合**においては少なくとも**1時間**の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

■ 休 日〔労基法第35条〕

1. 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも**1回**の休日を与えなければならない。
2. 第1項の規定は、4週間を通じ**4日以上**の休日を与える使用者については適用しない。

■ 時間外及び休日の労働〔労基法第36条〕

1. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の**過半数を代表する者**との書面による協定をし、厚生労働省で定めるところによりこれを行行政官庁に届け出た場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

3. 使用者は、2週間を通じ4日以上の日を休ませる場合を除き、労働者に対して、毎週少なくとも2回の日を休ませなければならない。
4. 使用者が、法の規定により労働時間を延長し、又は休日労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

問6 労働基準法（以下「法」という。）に定める労働時間及び休日等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。[R3_CBT]

- ☒ 1. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、使用者が指名する労働者との書面による協定をし、これを行政官庁に届けた場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日労働させることができる。
2. 生後満1年に達しない生児を育てる女性は、法で定める所定の休憩時間のほか、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる。
3. 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の日を休ませなければならない。ただし、この規定は、4週間を通じ4日以上の日を休ませる使用者については適用しない。
4. 使用者が、法の規定により労働時間を延長し、又は休日労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

◆解答&解説

問1【解答 3, 4】

1. 誤：「全労働日の6割以上」⇒「全労働日の8割以上」。労基法第39条（年次有給休暇）第1項。
2. 誤：使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。労基法第65条（産前産後）第2項。
3. 正：労基法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）第1項。
4. 正：労基法第61条（深夜業）第1項。

5

労働時間等の改善基準

1 法令の要点

※**改善基準**：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（厚生労働省告示）

■ 目的等〔改善基準第1条〕

1. この基準は、自動車運転者（労働基準法（以下「法」という。）第9条に規定する労働者（※1）であって、**四輪以上の自動車**の運転の業務（※2）に主として従事する者をいう。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の**労働条件の向上**を図ることを目的とする。

※1：同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。

※2：厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。

2. **労働関係の当事者**は、この基準を理由として自動車運転者の**労働条件を低下させてはならない**ことはもとより、その**向上**に努めなければならない。

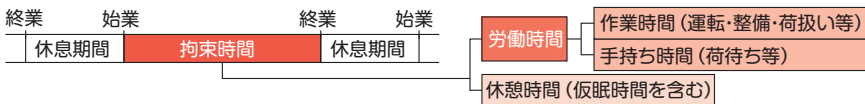
■ 貨物自動車運送事業に従事する運転者の拘束時間等〔改善基準第4条〕

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者を使用する場合は、その**拘束時間**（労働時間、休憩時間その他使用者に拘束されている時間）、**休息期間**（使用者の拘束を受けない時間）及び運転時間について、次に定めるところによるものとする。

Check 拘束時間と休息期間〔厚生労働省労働基準局〕

◎**拘束時間**…始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間をいう。

◎**休息期間**…勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいう。



2 演習問題を解く前に

ここでは、「1年・1ヵ月の拘束時間」、「1日の拘束時間・休息期間」、「2日平均の運転時間」、「連続運転時間」、の各問題の解き方を簡単に解説しています。演習問題を解く際の参考にしてください。

■ 1年・1ヵ月の拘束時間

1年・1ヵ月の拘束時間の問題（労使協定有り）は、①**284時間を超える月が6ヵ月以内**であるか、②**284時間を超える月が4ヵ月以上連続**しているか、③**拘束時間が310時間を超える月がある**か、④**1年間についての拘束時間が3,400時間を超えていない**か、がポイントになります。改善基準に適合する例と違反する例は以下のとおりです。

例) 改善基準に適合する場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
各月の拘束時間	255時間	310時間	284時間	295時間	255時間	255時間	310時間	295時間	295時間	267時間	295時間	284時間	3,400時間

- ①拘束時間が284時間を超える月は、5月・7月・10月・11月・12月・2月の6ヵ月。
②284時間を超える月は、4ヵ月以上連続していない。
③拘束時間が310時間を超える月はない。
④1年についての拘束時間は3,400時間を超えていない。

結果 1ヵ月の拘束時間が284時間を超える月が6ヵ月以内。また、拘束時間が310時間を超えている月もなく、1年についての拘束時間も3,400時間を超えていないため、改善基準に**適合している**。

例) 改善基準に違反する場合①

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
各月の拘束時間	285時間	295時間	280時間	295時間	255時間	255時間	300時間	295時間	295時間	267時間	295時間	283時間	3,400時間

- ①拘束時間が284時間を超える月は、4月・5月・7月・10月・11月・12月・2月の**7ヵ月**。
②284時間を超える月は、4ヵ月以上連続していない。
③拘束時間が310時間を超える月はない。
④1年についての拘束時間は3,400時間を超えていない。

結果 1ヵ月の拘束時間が284時間を超える月が**6ヵ月を超えている**ため、改善基準に**違反している**。

3 演習問題（1年・1ヵ月の拘束時間）

問1 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

拘束時間は、1ヵ月について（A）を超えず、かつ、1年について3,300時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、1年について（B）までは、1ヵ月について（C）まで延長することができ、かつ、1年について（D）まで延長することができるものとする。

- ☐ A ① 284時間 ② 288時間
 B ① 3ヵ月 ② 6ヵ月
 C ① 310時間 ② 320時間
 D ① 3,400時間 ② 3,450時間

問2 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（隔日勤務に就く運転者以外のもの。）の1年間における各月の拘束時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合するものを1つ選びなさい。ただし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとし、下図に示された内容以外は考慮しないものとする。[R3_CBT]

☐ 1.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	281	283	294	283	282	283	295	283	294	283	283	283	3,427

2.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	270	279	276	275	274	275	298	265	312	284	305	283	3,396

3.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	285	268	281	288	286	278	292	286	276	296	278	285	3,399

4.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	270	275	285	288	295	280	282	279	296	285	285	280	3,400

◆解答&解説

※ 2 演習問題を解く前に 「1年・1ヵ月の拘束時間」 参照。⇒299P

問1【解答 A-①, B-②, C-①, D-①】

改善基準第4条第1項①。

問2【解答 4】

改善基準第4条第1項①。

設問では労使協定があるため、1年・1ヵ月の拘束時間は、

- ◎284時間を超える月が**6ヵ月以内**であるか
- ◎284時間を超える月が**4ヵ月以上連続**しているか
- ◎拘束時間が**310時間を超える月**があるか
- ◎1年間についての拘束時間が**3,400時間を超えていないか**

がポイントとなる。

1.

拘束時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
	281	283	294	283	282	283	295	283	294	283	283	283	3,427

◎拘束時間が284時間を超えている月は、6月・10月・12月の3ヵ月。

◎284時間を超える月は、4ヵ月以上連続していない。

◎拘束時間が310時間を超えている月はない。

◎1年についての拘束時間は**3,427時間**で、3,400時間を超えている。

結果 1年についての拘束時間が**3,400時間を超えている**ため、改善基準に違反している。

2.

拘束時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
	270	279	276	275	274	275	298	265	312	284	305	283	3,396

◎拘束時間が284時間を超えている月は、10月・12月・2月の3ヵ月。

◎284時間を超える月は、4ヵ月以上連続していない。

◎**12月（312時間）**に拘束時間が310時間を超えている。

◎1年についての拘束時間は3,400時間を超えていない。

結果 12月（312時間）に拘束時間が**310時間を超えている**ため、改善基準に違反している。

3.

拘束時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
	285	268	281	288	286	278	292	286	276	296	278	285	3,399

◎拘束時間が284時間を超えている月は、4月・7月・8月・10月・11月・1月・3月の**7ヵ月**。

◎284時間を超える月は、4ヵ月以上連続していない。

◎拘束時間が310時間を超えている月はない。

◎1年についての拘束時間は3,400時間を超えていない。

結果 1ヵ月の拘束時間が284時間を超える月が**7ヵ月**で、**6ヵ月を超えている**ため、改善基準に違反している。

覚えておこう 一 労基法・改善基準告示編一

◆用語と日数・時間等

労働条件の原則	法律で定める労働条件の 基準は最低 のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を 低下させてはならない ことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
均等待遇	労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、 差別的取扱をしてはならない 。
労働者	職業の種類を問わず、事業又は事務所に 使用される者 で、賃金を 支払われる者 。
使用者	事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、 事業主のために行為をするすべての者 。
平均賃金	3ヵ月間 の賃金の総額をその期間の 総日数 で除した金額。
労働契約の期間	一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、 3年 （専門的知識等を有する労働者または満60歳以上の労働者との労働契約は、 5年 ）を超える期間について締結してはならない。
労働条件の明示	労働契約の締結に際し、明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、 即時 に労働契約を解除することができる。
賠償予定の禁止	労働契約の不履行について 違約金 を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。
解雇制限	疾病等による休業期間及びその後 30日間 、産前産後による休業期間及びその後 30日間 は解雇してはならない。
解雇の予告	30日前 に予告（30日前に予告しない場合、30日以上平均賃金を支払う）。
金品の返還	労働者の死亡又は退職において権利者の請求があった場合は、 7日以内 に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する 金品を返還 しなければならない。
出来高払制の保障給	労働時間に応じ 一定額 の賃金を保障する。
労働時間	休憩時間を除き1週間について 40時間を超えて 、労働させてはならない。1週間の各日については、休憩時間を除き1日について 8時間を超えて 、労働させてはならない。
休日	毎週少なくとも 1回 （4週中に休日が4日以上の場合を除く）。
休憩	労働時間6時間超⇒ 45分 / 労働時間8時間超⇒ 1時間
時間外、休日労働の割増賃金	労働日の賃金の計算額の 2割5分～5割 の範囲内で割増賃金を支払う。ただし、1ヵ月 60時間 を超える場合は 5割以上 。 有害業務の労働時間の延長は1日につき 2時間 を超えないこと。

第5章



実務上の知識及び能力

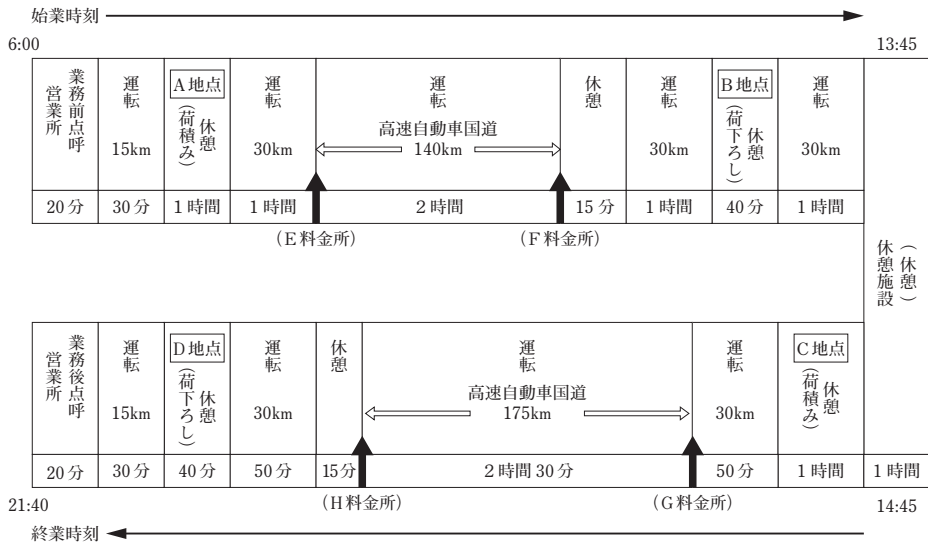
- | | | | |
|-------------------|-----|---------------------|-----|
| 1. 運行管理者…………… | 358 | 6. 視覚と視野…………… | 447 |
| 2. 運転者の健康管理…………… | 396 | 7. 走行時に働く力と諸現象…………… | 452 |
| 3. 交通事故等緊急事態…………… | 407 | 8. 自動車に関する計算問題…………… | 460 |
| 4. 事故の再発防止対策…………… | 412 | | |
| 5. 交通事故防止等…………… | 434 | | |

5 演習問題（運行計画）

問 1 運行管理者は、荷主からの運送依頼を受けて、下の図に示す運行計画を立てた。この運行に関する次の 1～3 の記述について、解答しなさい。なお、解答にあたっては、〈運行計画〉及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。〔R4 CBT改〕

〈運行計画〉

A地点から、重量が5,250キログラムの荷物をB地点に運び、その後、戻りの便にて、C地点から5,000キログラムの荷物をD地点に運ぶ行程とする。当該運行は、最大積載量6,000キログラムの貨物自動車を使用し、運転者1人乗務とする。なお、各地点での荷積み及び荷下ろし作業は、各地点の作業員が行うものとし、運転者はその間所定の休憩時間をとるものとする。



- ☐ 1. E料金所からF料金所までの間の高速自動車国道（本線車道に限る。以下同じ。）の運転時間を2時間、及びG料金所からH料金所までの間の高速自動車国道の運転時間を2時間30分と設定したことは、道路交通法令に定める制限速度に照らし適切か否かについて、正しいものを1つ選びなさい。
- ① 適切 ② 不適切

◆解答&解説

問1【解答 1-①, 2-②, 3-②】

1. E料金所からF料金所まで及びG料金所からH料金所までの走行距離と走行時間から平均速度を計算する。

◎E料金所からF料金所までの平均速度

$$\text{平均速度} = \text{距離} \div \text{時間} = 140\text{km} \div 2\text{時間} = \mathbf{70\text{km/h}}$$

◎G料金所からH料金所までの平均速度

2時間30分は、60分×2+30分=150分となるため、 $\frac{150}{60}$ 時間とする。

$$\begin{aligned} \text{平均速度} &= \text{距離} \div \text{時間} = 175\text{km} \div \frac{150}{60} \text{時間} \\ &= \frac{175\text{km} \times 60}{150} = \frac{10500}{150} = \mathbf{70\text{km/h}} \end{aligned}$$

最大積載量6,000キログラムの中型貨物自動車の高速道路での最高速度は $\mathbf{90\text{km/h}}$ であるため、道路交通法令に定める制限速度に照らし、適切である。道交法施行令第27条（高速道路の最高速度）第1項②。⇒203P

2. はじめに、勤務当日の運転時間を求める。

$$30\text{分} + 1\text{時間} + 2\text{時間} + 1\text{時間} + 1\text{時間} + 50\text{分} + 2\text{時間}30\text{分} + 50\text{分} + 30\text{分} = \mathbf{10\text{時間}10\text{分}}$$

次に、勤務当日を特定の日とした場合の2日を平均した1日当たりの運転時間を求める。

◎「特定日の前日と特定日」の平均運転時間

$$(\text{特定日の前日} + \text{特定日}) \div 2 = (8\text{時間}30\text{分} + 10\text{時間}10\text{分}) \div 2 = \mathbf{9\text{時間}20\text{分}}$$

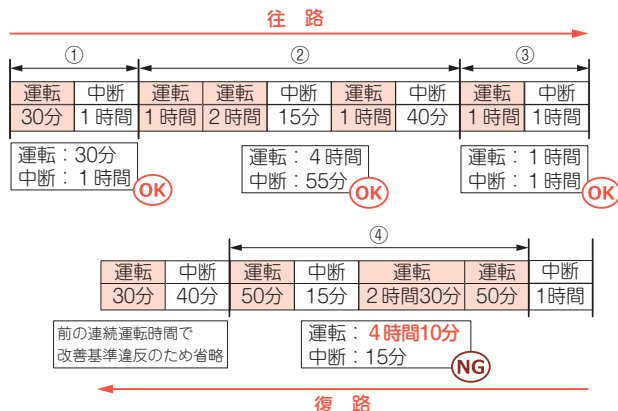
◎「特定日と特定日の翌日」の平均運転時間

$$(\text{特定日} + \text{特定日の翌日}) \div 2 = (10\text{時間}10\text{分} + 8\text{時間}30\text{分}) \div 2 = \mathbf{9\text{時間}20\text{分}}$$

ともに9時間を超えているので、改善基準に違反している。改善基準第4条第1項⑥。

⇒295P

3. 休憩を中断時間として書き換えると、次のとおりとなる。



覚えておこう－実務上の知識及び能力編－

◆ 運転者の健康管理

脳血管疾患

- 早期発見、早期治療で症状が**重い疾患の発症を防ぐことができる**
⇒脳血管疾患の初期症状を理解させ、症状があった際はすぐに申告させる
- 定期健康診断では**容易に発見することができない**
⇒異常の所見があると診断された者に精密検査等を受けるよう指導する

睡眠時無呼吸症候群（SAS）

- 狭心症、心筋梗塞等の**合併症を引き起こすおそれがある**
- **本人に自覚がない**ことが多い
⇒スクリーニング検査等を行い、早期治療を受けさせる

健康診断

- 深夜を中心とした業務に常時従事する運転者
⇒**6ヵ月に1回**受診させる

◆ 交通事故等緊急時の措置

交通事故を起こした場合の措置

- ①事故の続発防止のため、安全な場所に自動車を止め、**エンジンを切る**
- ②負傷者等がいる場合、救急車の出動要請、救急車の到着まで**応急処置を行う**
- ③**発煙筒や停止表示器材等**で他車に事故の発生を知らせる
- ④警察署に事故発生の**報告をし、指示を受ける**
- ⑤報告した警察官から事故現場を離れないよう指示があった場合は、事故現場を**離れてはならない**

踏切内で自動車が故障し動かなくなったときの措置

- ①**直ちに**列車の運転士などに**知らせ**、自動車を踏切の**外に移動することに努める**
〔運転士に知らせる方法〕
◎警報機がある踏切…**踏切支障報知装置**（踏切非常ボタン）を活用
◎踏切支障報知装置がない踏切…**非常信号用具等を使用**

高速道路における事故又は故障時の措置

- ①急ブレーキをかけずに緩やかに減速し、**路肩や非常駐車帯に停車**
- ②停車後は、**発煙筒や停止表示器材**で後続車に事故車や故障車の存在を知らせる
- ③非常電話を使用し、**事故・故障状況を通報**する
- ④運転者と同乗者は通行車両に注意しながら車を降り、**ガードレールの外側など安全な場所に避難**する

本書に関する訂正とお問い合わせについて

本書の内容に訂正がある場合は、弊社のホームページに掲載致します。

書籍の訂正について

株式会社公論出版 ホームページ

書籍サポート/訂正

URL : https://kouronpub.com/book_correction.html



本書の内容で分からないことがありましたら、**必要事項を明記の上**、問合せフォームより、メールにて下記までお問い合わせください。電話でのお問合せは、**受け付けておりません**。

本書籍に関するお問い合わせ

メール



問合せフォーム



必要事項

- ・お客様の氏名とフリガナ
- ・書籍名
- ・該当ページ数
- ・問合せ内容

※回答まで時間がかかる場合があります。ご了承ください。

※お問い合わせの有効期限は、**本書籍の発行日から1年間**とさせていただきます。

※お問い合わせは、本書の内容に限ります。運行管理者試験の詳細や実施時期、運行管理者の実務等については直接、運行管理者試験センターや最寄りの運輸局等へお問い合わせください。

運行管理者試験 問題と解説 貨物編 令和7年8月CBT試験受験版

定価2,640円(税込)

■発行日 令和7年5月 初版

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
TEL : 03-3837-5731 (編集)
HP : <https://www.kouronpub.com/>

※落丁・乱丁・書籍の内容に誤り等がございましたら、上記問合せフォームよりご連絡ください。